

平成30年度実地指導における指導事項について

1 全サービス共通事項

○会計の区分

〔事例〕 指定介護サービス事業所ごとに経理の区分，指定サービス事業の会計とその他事業の会計（有料老人ホーム等）を区分していなかった。

指定介護サービス事業者は，指定サービス事業所ごとに経理を区分するとともに，指定サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分する必要があります。介護サービスの事業の人員・設備・運営に関する基準条例において，「事業所ごとに事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない」と定められています。

「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」
(平成13年3月28日老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知)

○職員の資格証について

〔事例〕 事業所の従業者の資格が確認できなかった。

職員の資格証は，採用時に必ず原本を確認し，事業所で複写を保管してください。サービスによっては資格がなければ従事できない職種（訪問介護の訪問介護員等）があるため，資格の確認は厳重に行ってください。

○管理者の責務について

〔事例〕 事業所の管理者が従業者及び業務の状況を把握していなかった。

管理者は，事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければなりません。

また，管理者は事業所の従業者に対して，事業の人員・設備・運営に関する基準を遵守させるため，必要な指揮命令を行わなければなりません。

管理者が自ら法令を遵守するのは当然のことですが，その他の従業者の方にも法令を守ってもらうよう，管理者として必要な指示を行ってください。

事業所内で基準違反に該当することが行われていたことが発覚した場合，管理者は直接の関与がない場合でもその監督責任を問われます。

管理者は，常勤で管理業務に専従することが原則となっています。

他職務又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職員との兼務は「管理上に支障がない範囲内」でしか認められません。兼務により管理業務に支障が生じている場合は基準違反に該当します。

※常勤専従要件のある管理者以外の職種についても，兼務が可能な場合がありますが，**兼務は「業務に支障がない」又は「サービス提供に支障がない」範囲**となりますので，注意してください。

○各種サービス計画（訪問介護計画，通所介護計画等）

〔事例〕

- ・サービス事業所としてのアセスメントを行っていなかった。
- ・各種サービス計画は作成しているが，利用者の同意を得ず，交付もされていなかった。
- ・各種サービス計画を作成した後に，速やかに利用者からの同意を得ておらず，相当の日数が経過した後に同意を得ていた。

- ・各種サービス計画について、必要に応じた変更が行われていなかった。
- ・各種サービス計画の内容が、居宅サービス計画に沿った内容になっていなかった。
- ・各種サービス計画の記載が、居宅サービス計画の表現と同一であったり、具体性を欠くものであった。
- ・各種サービス計画が、画一的に記載されており、利用者ごとの個別性・具体性がなかった。

・各種サービス計画の立案に際しては、居宅介護支援事業所等と密接な連携を図り、サービス担当者会議や日常の連絡等を通して、常に利用者の心身の状況等の把握に努め、利用者の日常生活の状況や希望を把握して、サービスの目標及び当該目標を達成するために必要な具体的なサービス内容等をサービス計画に記載してください。

・各種サービス計画は、あらかじめ、その内容について、利用者又はその家族に対し速やかに説明し、利用者の同意を得てください。（利用者が各種サービス計画に同意した場合は、利用者の氏名を各種サービス計画の同意欄に記名・押印又は署名を受けるか、又はいつ、誰に同意を得たかについて記録してください。）

・各種サービス計画を作成した場合は、遅滞なく利用者に交付してください。

・各種サービス計画は、最新の当該居宅サービス計画に沿って作成し、必要に応じて随時変更を行ってください。

・指定介護サービスの目標等を明確にし、具体的なサービスの内容を利用者に分かりやすく記載した各種サービス計画を作成してください。

・各種サービス計画に従って提供したサービスの実施状況及び目標の達成状況について記録した上で計画の評価を行ってください。

※居宅サービス計画の更新・変更の際、各種サービス計画における内容に変更がない場合には、各種サービス計画の変更は必ずしも必要ではありません。

○運営規程

〔事例〕 職員の員数や利用料金の負担割合の記載が実態と合っていないかった。

指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、変更があったときから10日以内に変更の届出を提出してください。

（ホームページ掲載場所）介護サービス事業者向けトップページ > 4 変更届・廃止届・休止届・再開届

○非常災害対策

〔事例〕

- ・避難訓練及び消火訓練を実施していなかった。
- ・夜間にサービス提供を行う事業所であるにも関わらず、夜間帯を想定した避難訓練を行っていなかった。
- ・非常災害に関する具体的な計画が策定されていないかった。

防火管理者等を定め、非常災害に対する具体的な計画を立案し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ってください。避難訓練の回数については、防火対象物の区分によって異なりますので、消防法に定めるとおり行ってください。

また、訓練の状況など実施結果や反省点等を記録、保存するなど、非常時における対応方法について職員間においても情報共有を図ってください。

施設や事業所において策定が求られている非常災害に関する具体的な計画（非常災害対策計画）は、火災だけでなく水害、土砂災害、地震等にも対処するための計画であることが必要です。

【旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第111条】

○高齢者虐待防止について

〔事例〕

- ・介護従業者が、利用者、入居者に対し暴言を吐いていた。
- ・職員に対し虐待防止の研修が実施されていなかった。

・虐待を職員個人の問題ではなく、施設や事業所の問題として捉えることが重要です。速やかに事実関係や原因を究明し、組織として根本的な再発防止に努めてください。

・定期的に研修を行い、全職員が適切な知識を持ち、事業所全体で、高齢者虐待防止に取り組んでください。また、研修での不適切なケアの振り返り、研修の効果の確認、職員のメンタルケア等、事業所での虐待防止に係る積極的な取り組みをお願いいたします。

高齢者虐待防止法による「高齢者虐待」の定義

- ①身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ②介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
- ⑤経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することとその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

<高齢者虐待防止に関する取組（高齢者虐待防止法第20条）>～養介護施設設置者、養介護事業を行う者

- ・養介護施設従業者等の研修を実施すること。
- ・利用者や家族からの苦情処理体制を整備すること。
- ・その他の養介護施設従業者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講じること。

<通報等の義務（高齢者虐待防止法第21条）>～養介護施設従業者等

・業務に従事している養介護施設・事業所において、業務に従事する養介護施設従業者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には速やかに市に通報しなければならない。

○身体拘束について

〔事例〕

- ・身体拘束を行う上で計画を作成していない、又は計画はあるが、計画期間が決められていなかった。
- ・本人又は家族の同意を得ていなかった。
- ・計画における拘束実施期間が終了したにも関わらず、拘束を継続していたが、計画の延長をしていない又は延長をする旨の検討会議等が開催されていない、家族の同意を再度得ていなかった。
- ・身体拘束に係る記録が不十分であった。

「緊急やむを得ない場合」に例外的に身体拘束を行う場合においては、要件・手続の面で慎重な取り扱いが求められます。身体拘束に関しては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録し、必ず家族へ説明し同意を得てください。

また、拘束実施期間を更新する際には、カンファレンス等を開催し、再度家族へ説明し同意を得てください。

【身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省）】

2 個別サービスに関する事項

(1) 特定施設入居者生活介護，認知症対応型共同生活介護

【特定施設入居者生活介護，認知症対応型共同生活介護 共通】

○身体拘束について

〔事例〕 身体拘束を行った際に，利用者の日々の心身の状況等が適正に記録していなかった。

身体拘束廃止未実施減算

平成30年度介護報酬制度改正により，身体的拘束等の適正化を図るため，以下の措置を講じることが義務付けられました。

- 1 身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 2 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 3 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 4 介護従業者その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

また，平成30年度介護報酬改定により，記録を行っていない，身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない，身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合，速やかに改善計画を市に提出した後，事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市に報告することとし，事実が生じた月の翌日から改善が認められた月までの間について，利用者全員について所定単位数から減算することとなります。

身体拘束廃止未実施減算については，事業所において身体的拘束等が行われていた場合ではなく，基準に規定する措置を講じていない場合に，利用者全員について所定単位数から減算することとなります。

○サービス提供体制強化加算

〔事例〕 算定根拠となる，前年度における職員の割合等の記録が作成，保管されていなかった。

サービス提供体制強化加算における職員の割合の算出に当たっては，常勤換算方法により算出した前年度実績（4月～翌年2月までの11か月間）の平均を用いて算出することとされています（前年度実績が6か月に満たない事業所については，届出日の属する月の前3か月）。

当該加算を算定している事業所においては，新年度において引き続き加算を算定できるか実績を確認するとともに，加算要件が満たせなくなった場合には3月に取下げ等の届出が必要です。

なお，実績が満たされている場合には届出等の手続きは不要ですが，その際作成した算出資料は事業所で保管してください。

○看取り加算について

〔事例〕

- ・「看取りに関する指針」に盛り込むべき内容が不十分であった。
- ・「看取りに関する指針」の内容について，入居の際に利用者等に対して十分に説明されていなかった。

- ・看取りに関する職員研修を行っていなかった。

看取り加算を算定するには、看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ることが必要です。なお、同指針に盛り込むべき項目としては、以下の項目が例示されています。

- イ. 当該事業所の看取りに関する考え方
- ロ. 終末期にたどる経過（時期、プロセスごと）とそれに応じた介護の考え方
- ハ. 事業所において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢
- ニ. 医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む）
- ホ. 利用者等への情報提供及び意思確認の方法
- ヘ. 利用者等への情報提供に供する資料、同意書の書式
- ト. 家族等への心理的支援に関する考え方
- チ. その他看取り介護を受ける利用者に対して事業所の職員が取るべき具体的な対応方法

また、看取りに関する職員研修を行っていることが加算要件のひとつですので、対象者の有無に関わらず当該研修の実施が必要です。

【特定施設入居者生活介護】

○生活相談員について

〔事例〕 生活相談員の配置基準が充足されていなかった。

生活相談員は、常勤換算方法で、「総利用者数」が100又はその端数を増すごとに1以上を配置する必要があります。

※「総利用者数」

= 「特定施設入居者生活介護の利用者数」 + 「介護予防特定施設入居者生活介護の利用者数」

なお、生活相談員が、介護職員として業務を行うのであれば、生活相談員としての勤務時間と介護職員としての勤務時間と区分する必要がありますので、御注意ください。

○個別機能訓練加算

〔事例〕

- ・計画に位置付けられた個別機能訓練が未実施の日に加算を算定していた。
- ・入居者ごとに要介護度や身体状況等が異なるにも関わらず、画一的な計画が作成されていた。
- ・利用者又はその家族に対して行う個別機能訓練計画の内容及び評価等の説明や記録が不十分であった。

個別機能訓練加算は、常勤専従の機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について算定されます。

また、個別機能訓練を行うに当たっては、多職種が共同して利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とした個別機能訓練計画を作成し、これに基づき行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価を行うこととされています。

なお、利用者に対して開始時及びその3月ごとに1回以上、個別機能訓練計画の内容を説明し、記録するものとされているので注意が必要です。

【認知症対応型共同生活介護】

○入居時の診断について

〔事例〕 入居時に医師の診断書等により認知症であることが確認されていない利用者がいた。

入居申込者の入居に際しては、医師の診断書等により、当該入居申込者が認知症であることを確認し、関係書類を保管してください。

【旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第117条第2項】

○計画作成担当者について

〔事例〕 計画作成担当者が、他の共同生活住居（ユニット）の業務を行っていた。

計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合において当該共同生活住居の他の職務に従事することは認められていますが、他の共同生活住居の業務を行うことはできないことに注意してください。

【旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第113条第5項】

○利用料の徴収について

〔事例〕

- ・調理に係る人件費や設備費を食材料費に上乗せして徴収していた。
- ・介護従業者が使用するプラスチックグローブ代、ポリ袋代を利用者から徴収していた。

・認知症対応型共同生活介護事業者が、費用の額の支払いを利用者から受けることができる費用は次のとおりです。

- ①食材料費
- ②理美容代
- ③おむつ代

④日常生活において通常必要となるものに係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められるもの（その他日常生活費）

その他に、介護サービスに関連しない費用については、実費額の負担を求めることができることとされており、居住に係る費用として

- ①家賃
 - ②光熱水費
- の負担を求めることができます。

・食材料費は、実費相当とし、少なくとも年に一度程度は決算書等により経費を確認してください。実際にかかっている額との乖離が大きい場合は、徴収額の見直しをする等適切な対応をしてください。

・介護報酬に含まれる人件費やサービスと関係のない施設整備費は利用者から徴収することはできません。

・その他日常生活費については、「利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用」と規定されており、「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品（歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等）であって利用者等の希望を確認した上で提供されるものです。

【通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）】

したがって、こうした物品を全ての利用者等からその費用を画一的に徴収することは認められません。

○医療連携体制加算について

〔事例〕

- ・医療連携体制加算の担当看護師の資格が確認できなかった。
- ・「重度化した場合における指針」の内容に盛り込むべき項目が満たされていない。

利用者の状態の判断や、指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師で本加算は認められません。

なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中におけるグループホームの居住費や食費の取扱い、③看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針などが考えられ、これらの項目を参考にして定めてください。

また、この「重度化した場合における指針」は、入居に際して説明する必要があります。

(2) 短期入所生活介護

○緊急短期入所受入加算について

〔事例〕 緊急短期入所受入加算に関する事項の記録に不備があった。

「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていない方をいいます。

あらかじめ、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めていることが必要となります。

緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録してください。

また、緊急利用者にかかる変更前後の居宅サービス計画を保存するなどして、適正な緊急利用に努めてください。

○個別機能訓練加算

〔事例〕

- ・利用者のアセスメント及び個別機能訓練計画が作成されていない。
- ・個別機能訓練計画において、訓練の提供が機能訓練指導員ではなく介護職員が行っていた。
- ・利用者又はその家族に対して行う個別機能訓練計画の内容及び評価等の説明や記録が不十分であった。

個別機能訓練加算は、常勤専従の機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について算定されます。

また、個別機能訓練を行うに当たっては、多職種が共同して利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とした個別機能訓練計画を作成し、これに基づき行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価を行うこととされています。

個別機能訓練加算に係る機能訓練は、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するものであり、適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標（一人で入浴が出来るようになりたい等）を設定

の上、当該目標を達成するための訓練が必要である。さらには、目標の設定に当たっては利用者又は家族の意向及び担当介護支援専門員の意見も踏まえ、設定されることが必要です。

なお、利用者に対して開始時及びその3月ごとに1回以上、個別機能訓練計画の内容を説明し、記録するものとされているので注意が必要です。

個別機能訓練に関する記録（実施時期、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすることが必要です。

（3）小規模多機能型居宅介護

○居宅サービス計画の作成について

〔事例〕

- ・居宅サービス計画の作成及び変更の際して、「指定居宅介護支援等基準条例第16条」に定める具体的取扱方針に沿って行う一連の業務が行われていなかった。
- ・登録者の居宅サービス計画が作成されていなかった。

小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成に当たり指定居宅介護支援等基準条例第16条各号に掲げる具体的取組方針に沿った一連の業務を行ってください。

【旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第96条第2項】

○長期の宿泊サービス利用者について

〔事例〕

- ・長期の宿泊者が宿泊先である当該事業所内において特殊寝台等の福祉用具貸与を利用していた。
- ・自宅における生活が困難であるため、長期に渡り宿泊サービスを継続利用している利用者がいた。

利用者について、宿泊者である当該事業所内において特殊寝台等の福祉用具貸与を利用することは不適切です。また、自宅での生活が困難な状況が継続し、宿泊サービスの利用が長期に続く状態であれば、施設サービスの利用等について検討を要することから、介護支援専門員はアセスメントを十分に行い、適切なサービス提供がされるよう留意してください。

○サービス提供体制強化加算

〔事例〕

- ・従業者に対して実施する研修計画策定の際に、研修内容や実施時期を定めていなかった。
- ・利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議に、従業者の全てが参加していなかった。
- ・前年度における職員の割合等の記録が確認できなかった。

小規模多機能型居宅介護の従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければなりません。

利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議については、当該事業所の従業者の全てが参加する必要があります。なお、実施に当たっては一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループに分かれての開催が可能です。

また、職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度実績（4月～翌年2月までの

11ヶ月間)の平均を用いて算出することとされています(前年度実績が6ヶ月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3ヶ月)。なお、その際作成した算出資料は事業所で保管してください。

○その他

よくある質問事項

問 「通いサービス」利用中に往診を受けることはできるか。

(答)

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の別紙において、往診料、在宅患者訪問診療料は、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けている場合(宿泊サービスに限る。)と示されていることから、「通いサービス」提供中においては診療報酬の算定ができませんので、注意が必要です。

担当 旭川市福祉保険部 指導監査課 介護担当

TEL:0166-25-9849

E-mail:shido-kaigo@city.asahikawa.hokkaido.jp